

標準化団体・IPR ポリシーの役割の 競争法的研究(2)

Functioning the Standard-Setting Organizations
in Competition Law Perspectives (2)

西 村 暢 史*

目 次

1. 「標準」の競争法の問題と解決試案（SSOsの重要性）
 - (1) 標準化活動を考える2つの視点
 - (2) 結 論
2. 標準化団体のIPRポリシーの役割
3. 標準化団体と規制当局との関係
 - (1) 米国の状況 (以上、第49巻第3号)
 - (2) 欧州の状況
4. 解決試案をめぐる課題
 - (1) 事前開示制度と標準化活動への参加
 - (2) むすびにかえて (以上、本号)

(2) 欧州の状況

米国におけるビジネスレビューレーターを介した標準化団体と規制当局との関係の一方で、欧州においては、2014年、欧州委員会による「特許と標準 (Patents and Standards)」と題するレポートの公表⁵⁶⁾と意見募集⁵⁷⁾が

* 所員・中央大学法学部准教授

56) A study prepared for the European Commission Directorate-General for Enterprise and Industry: Patents and Standards, A modern framework for IPR-based

行われた。

意見募集を行う趣旨は、(1)現行の標準化活動に関する実務的取扱いとその成果、(2)経済的および技術的環境の急速な変化に対応した標準化活動の実効性を確保するという点にある。その上で、意見募集においては、8つの核となる質問⁵⁸⁾を軸に、より詳細な質問事項を計99用意した⁵⁹⁾。

以下では、まず、レポートにおける欧州委員会の分析成果を整理検討し、次いで、意見募集および特に標準化団体から提出された意見を中心に検討する。これらの作業を通じて、欧州の当局側の標準化団体の役割への期待とこれに対する標準化団体の反応を整理して、標準化活動をめぐる標準化団体の役割とその限界を確認する。

(ア)欧州委員会レポート「特許と標準」

レポートは、特許と標準をめぐる現状分析を目的として作成されている。そして、標準に関連する特許の実効的なライセンスの確保を内容とするルールとの分析と、そのようなライセンスを実現する際に障害となるような諸問題の検討と解決策の議論を行うための基盤の提供を意図していると

standardization (25/03/2014). 以下、本文および脚注文では「レポート」、脚注での出典表記では「Study」とする。

57) European Commission, *supra* note 20.

- 58) ①情報通信産業や家電産業以外で特許技術の標準化が顕著な産業？
②特許に関する標準化活動のルールにおける良い点と改善を要する点？
③標準化団体の特許申告制度が合理的費用での標準必須特許の透明性に資する？
④標準規格の特許技術の第三者への譲渡等の問題と解決方法？
⑤標準規格の特許技術とパテントプール、当局や標準化団体の役割？
⑥標準化団体の詳細な定義付けがないFRAND条件の実務的取扱い方？
⑦標準必須特許に関わる法的紛争の原因と結果、解決方法？
⑧権利保有者の権利保護と不誠実な実施者への正当な差止請求？
- 59) 意見募集に対しては、国際的標準化団体のみならず、欧州内の標準化団体、業界団体、そして、日本企業を含めた個別企業等から計89の意見が提出された。

位置付けられる⁶⁰⁾。

一般的には、特許に関して実効的なライセンスを確保することの重要性は、それが、国や企業の経済成長と生産性改善にとって必須事項の1つである技術革新の広範かつ迅速な普及拡大を可能とするという理解に基づいている⁶¹⁾。そして、標準規格必須特許に関するライセンスの場合には、標準規格必須特許に関する特許情報を有する権利保有者と、標準規格必須特許に関する特許情報の普及拡大を可能とするライセンスを受ける実施者との利害のバランスが求められるとしている点には異論はないであろう⁶²⁾。これまでも指摘してきた標準規格必須特許に関する特許情報の事前開示制度に基づいて標準が確立され、そのライセンスの際にFRANDを内容とするライセンスの諸条件を実施者が受入れることによって実効的なライセンスが実現されるという認識をレポートは示している⁶³⁾。

そして、レポートが問題視するのは、権利保有者と実施者との間の情報の非対称性を含む両者との間のバランスを崩す次の2点である。①標準規格必須特許に関する特許情報の取扱いの透明性の欠如と、②標準規格必須特許に基づく権利の行使（ライセンス拒絶、差止請求、損害賠償請求等）と

60) Study, *supra* note 56, at 15. なお、レポート自体が欧州委員会の見解ではないという断りを表明していることから (Study, *id.*, at 7), 意見募集とは「正式な関係」にはないが、意見募集を理解するための背景として有益であるとしている (European Commission, *supra* note 20, at 2)。また、レポートは、情報通信分野を中心に標準規格必須特許が重要な役割を担っている家電製品分野、自動車分野、電力スマートグリッド分野における標準化活動とライセンスの現状を検討し (Study, *id.*, Chapter 3), 加えて、標準規格必須特許が主流とはなっていないが、特許の管理運営が重視されている医薬品産業等における状況も踏まえて解決案を導出しようとしている点も特徴的である (Study, *id.*, Chapter 6)。

61) Study, *id.*, at 18-20.

62) *Id.*, at 15.

63) *Id.*, Chapter 2. なお、泉克幸「競争政策と知的財産政策の協働の一側面—標準必須特許に基づく侵害訴訟とその制限」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦』70頁, 93頁 (弘文堂, 2013年) 参照。

いった関係当事者らの行動であるとする⁶⁴⁾。もっとも、②の問題は、①の問題と根底を同じくしていると理解されている⁶⁵⁾。

したがって、レポートが分析検討する軸としているのは、この2つの大きな問題の現状をいかに理解し、そして、解決(実質的には、問題の緩和や軽減)するかという点となっている⁶⁶⁾。以下では、①と②に通底する問題としての透明性の確保と標準化団体の役割に焦点を絞って整理検討する。

現段階においては、標準化団体の IPR ポリシーによる開示制度をはじめとする主体的な解決方法に関しても、透明性確保の観点からは様々な限界が指摘されている。すなわち、昨今の標準規格必須特許の数自体の急激な増加に伴い⁶⁷⁾、個々の企業が膨大な知財専門家による調査検討といった

64) *Id.*, at 21-3. これらは、標準化団体の IPR ポリシー自体の目的の曖昧さ、そして、FRAND 自体の正確な意味が不確定という現状にも通じる問題点である (*id.*, at 41-2)。レポートは、①の問題を解決するためには、標準策定プロセスにおけるいずれの特許技術が標準となるか否かに関する特許情報の開示と、標準確立後におけるライセンスに関する諸条件である FRAND 条件等の明確さが必要であると指摘するわけである。

65) ②の問題に関して、レポートは、機会主義的行動のリスクを指摘する。具体的に問題となりうる行為として、たとえば、ホールドアップ問題、逆ホールドアップ問題、特許待ち伏せ問題 (patent ambush)、その他にも、上記の FRAND 条件の具体的内容の不明確さや標準規格必須特許の移転等 FRAND 条件の及ぶ範囲の不確実性(それに伴う行為者の観点からのいわゆるパテントロール問題)といった様々な競争法上問題となってきた諸行為を列挙している。

もっとも、レポートは、いずれの問題となり得る行為についても、また、それらの行為が訴訟を惹き起させるという問題についても、標準規格必須特許に関する必須性の判断と権利所有者の特定が十分ではない状況の下で生じることを強調している (*id.*, at 122-3, 127, 130)。

66) *Id.*, Chapter 4, 5. 留意すべきは、標準化団体の IPR ポリシー自体への批判ではなく、当該ポリシーの強化と機能の補完をいかに行う必要があるのかに関する検討により問題点を洗い出すことであるとする (*id.*, at 109)。

67) たとえば、ロイヤリティスタッキング問題は、本文のような状況が原因とさ

事前投資が透明性確保には必須とされている。そして、このような対応を採らない限り、正確な標準規格必須特許に関する特許情報自体の特許法上の有効性や技術的な必須性等、特に実施者の事業活動の円滑な遂行は困難であることが指摘されている⁶⁸⁾。

したがって、標準規格必須特許に関わる必須性の判断に関する不確実性を念頭に置いた解決方法等を考える必要があるとされている⁶⁹⁾。そもそも権利保有者が自身の標準規格必須特許に関する特許情報を開示する段階において、当該特許が後になって標準規格必須特許に該当しない場合や、有効ではなく権利行使できない場合等を含めた行政機関や司法機関の判断が介入する場合も時系列的な変化要素は、確実に必須性の判断のみならず、実効的なライセンスの確保に対しても大きく影響を与えると考えられる。そのため、上記変化要素に対して時期に適った対応、たとえば、必須性の確定を定期的に行うこと、それらのデータベース化が求められている。しかしながら、そもそも誰のコスト負担で上記不確実性を克服するシステムを構築するのかという点からも極めて困難であると言える⁷⁰⁾。

れている (*id.*, at 112-3)。

68) *Id.*, at 114. このような問題は、標準規格必須特許の数の増大という観点からも言及されている。そして、この観点は、標準に含まれる特許技術の数の増大という場合と、標準化団体が確認する標準規格必須特許の数の増大という場合があるとして、特に後者の場合が標準に含まれる特許情報の過剰な開示と、複数の標準規格必須特許の過剰な組み込みという権利保有者の知財戦略的な行動と直結して問題点を生じさせることになるとしている (*id.*, at 111)。

69) *Id.*, at 114. 本文では、標準規格必須特許自体の持つ不確実性を問題として指摘したものである。この他にも、標準規格必須特許が誰に真に帰属するものなのかという点も同様に考慮する必要がある。この点は、FRAND に服する主体の特定を含めたライセンスの両当事者にとってはライセンス交渉を経て合意に至るまでのプロセスにおいて極めて重要な情報であると考えられる。この点の克服がある程度標準化団体の IPR ポリシーで対応されていることについては、前掲注53参照。

70) *Id.*, at 116. その他、問題となっている特許情報が標準に真に必須か否かという点でも、実証研究の間では、統一した研究成果があるわけでもないとして

同様の不確実性を生じさせる場合として、上記に加えて、標準に関わる1つ以上の複数の標準規格必須特許の特許情報を個別に特定して開示するのではなく、後述するような包括（一括）開示（blanket disclosures）や、標準規格必須特許の権利保有者による移転等によって新たに当該必須特許について第三者が権利行使を行う状態も指摘されている⁷¹⁾。なお、移転等の場合については、実施者に対する不確実性が必然的に生じるため近年の標準化団体のIPRポリシーにおいて対応策が確認されることから⁷²⁾、一定程度の不確実性は克服されていると言えよう。

その一方で、包括開示には実際に採用している標準化団体が存在する。これは、個々の企業が所有する特許を開示させるというインセンティブの確保——さらに言えば、これまで問題となってきた特許の不開示や隠匿により生じてきた法的紛争を回避——を目指して、開示数を限定することよりも広範な特許情報の数の開示を可能にすることによって安全な事業活動の確保という点で事業者側のメリットとなるということである。加えて、個々の特許を精査することなく包括的に開示できることで、開示までの様々なコストを削減することができるというメリットも指摘されている⁷³⁾。

このような標準規格必須特許に関する取扱いの際の透明性確保を中心に据えて、レポートは、15の政策的選択肢を提示している⁷⁴⁾。

- ①ロイヤルティー料率およびロイヤルティー算定原則の明確化
- ②紛争解決システムの構築
- ③標準規格必須特許に関する透明性の増大
- ④標準化団体の目的の明確化
- ⑤標準規格必須特許の視立て（landscaping）を行うこと

いる。

71) *Id.*, at 117.

72) 前掲注53参照。

73) Study, *supra* note 56, at 118.

74) *Id.*, Chapter 5.

- ⑥差止請求ルール
- ⑦現金支払いというライセンス条件
- ⑧ロイヤルティー料率に関するデータベース構築
- ⑨パテントプールの利用の促進
- ⑩互恵的ライセンスの明確化
- ⑪ライセンスに関する当事者間の協力関係の構築
- ⑫標準規格必須特許に関する権利の移転ルールの厳格化
- ⑬合理的なロイヤルティー料率に基づくライセンスを全ライセンシーに
対して行う
- ⑭標準規格必須特許の権利移転の記録
- ⑮標準策定プロセスにおける技術の組み込み方法

そして、レポート自体は、15に関して各々簡潔に説明を行った上で⁷⁵⁾、
以下のように6つの具体的行動指針（以下では、「政策的解決指針」とす
る）を説明している⁷⁶⁾。そして、レポートは、各々の具体的手法の提示に
関する経緯、具体的手法に関する便益とコスト⁷⁷⁾、そのための実施手法と
いう3つの共通した事項に基づいて説明を行っている。

- ①透明性確保のための手法⁷⁸⁾
 - ・標準規格必須特許の開示に関する情報の更新と開示範囲の特定

75) *Id.*, at 135-141.

76) ①から⑥の中でも、①以外は、実効的なライセンスの確保という観点からも整理され検討が行われている点を確認される。レポートが掲げる2つの問題点の解消に沿った類型化と位置付けられよう。

77) なお、①の透明性に関する具体的手法の中でも限定的な包括的開示については、「コストと便益」と順序が逆に表記されている (*Study, supra* note 56, at 156)。同様に、③の紛争解決メカニズムについても「コストと便益」の順序となっている (*id.*, at 178)。これら2つの手法についてコストに意識をあえて向けさせるものであるのかは不明である。

78) なお、これら8つの具体的手法は、標準策定プロセスおよび標準確定後のライセンス交渉時のいずれかから、または、両方の観点から整理されるものであり、標準規格必須特許に関する事前開示制度の制度設計そのものであるとしている (*Study, id.*, at 141)。

- ・ 必須性の判断に関する正確な情報の確保
- ・ 必須性の定期的審査
- ・ 標準化団体によるライセンス情報のデータベース構築
- ・ 限定的な包括的開示
- ・ 厳格な開示制度
- ・ 標準規格必須特許の移転等権利保有者の届出とその記録
- ・ 標準化団体と知財当局との連携

②パテントプールの活用

③紛争解決メカニズムの導入

④FRAND条件の明確な原則の構築

⑤標準規格必須特許の移転等問題の解決

⑥標準策定プロセスにおける技術の組み込み方法

これらすべての政策的解決指針に関して詳細に紹介し、検討を行うことは本稿の範囲を大きく超えるものである。それ以上に、レポート自体がこれからの標準規格必須特許に関する議論の基盤であることから、本稿が特に注目する標準化団体の機能と役割に焦点を絞った紹介と検討を行う。その際、レポートが言及する問題点の解決に向けて、どのような具体的な期待が標準化団体に対して向けられているのか、そして、標準化団体が現在よりも一層の大きな役割を担わざるを得ない状況において生じ得るコストの意識が求められよう。

まず、標準化活動の中で標準規格必須特許の取り扱いに関する透明性の確保には、取扱いの主体の確定が求められる。レポートは、標準規格必須特許に関する情報収集や情報管理を行う主体として標準化団体を位置付けている⁷⁹⁾。

たとえば、主に上記①の各具体的手法を実現するには、標準規格必須特許に関する特許情報の適切な更新や開示対象となる特許情報の特定（限定化）とその正確性（特に該当特許の必須性の逐次の判断）の担保といった

79) *Id.*, at 143, 145, 148–150, 153, 155, 161, 164, 167等がある。

点について、標準化団体はもちろんのこと、ライセンサー側にもこれまでにない追加的コストを要求することになる⁸⁰⁾。

これまでは、(1)現在の標準化団体が標準規格必須特許の保有者に対して更新の義務付けをしていないこと、(2)主要な標準化団体(ETSI, IETF, OASIS, IEEE)が標準規格必須特許となる情報の開示に関するIPRポリシーにおいて「may」や「potentially」という文言を使用している状況であったとされている。各具体的手法は、膨大な数の特許情報が開示されることで、真の標準規格必須特許の特定が困難となっているこれまでの上記状況を大きく変化させる可能性が高いと言える。したがって、これにより生じ得るコストの負担と負担の主体の特定に留意が必要となるわけである。

また、前述した包括開示に対する標準化団体の間での取扱い方が異なっていることも、具体的手法の実現に向けたコストを生じさせることになると考えられる。

すなわち、包括開示を認めない側(たとえば、OASIS, VITA, IETF等)は、標準規格必須特許に関する特許情報の権利保有者側への偏在という制約の下では、ライセンス当事者の一方(ライセンサー)のみならず、標準化団体が膨大な数の情報の中から真の標準規格必須特許に関する情報を探索するためのコストを負担することになると指摘している⁸¹⁾。

その一方で、包括開示を許容する側(たとえば、IEC, ISO, ITU, IEEE等)は、標準化団体への参加インセンティブの確保を主張している。この点は、標準規格必須特許の権利保有者の標準化活動自体への参加を促すという点に根拠を求めている。同時に、開示対象を限定化することが過小開示となる場合に生じ得る後の訴訟リスクを包括開示が軽減するという指摘も確認できる。

いずれの側の主張も各々単体として見ると正当であって、否定し難いも

80) *Id.*, at 143, 145, 147.

81) *Id.*, at 155.

のと評価されよう。レポートは、包括開示に対する一定の限定化に対する取り組みの推進は評価すべきと主張する⁸²⁾。しかしながら、包括開示の限定化を標準化団体の IPR ポリシーにおいて組み込む方向性の決定の前に、現状の開示制度の中での包括開示が約60%にまで及んでいるという調査結果は実現までの大きな障壁となると考えられる⁸³⁾。

このような標準規格必須特許の取扱いの透明性確保に関して、標準化団体の IPR ポリシーの間の異なる姿勢は、次の2つの観点においても確認される。

第1に、各々の標準化団体の特徴に起因するコストの違いである。たとえば、標準規格必須特許に関する特許情報の範囲や内容を仮に客観的指標に基づいて決定し、それらを開示対象とすることを内容とした IPR ポリシーを想定する。仮に、広範囲の特許情報をカバーするような標準化団体の場合、当該標準化団体自身やその内部の標準策定に実際に取り組んでいるワーキンググループに対しては膨大なコストが生じるという点である⁸⁴⁾。逆に、単一または限られた少数の標準規格必須特許を取り扱っている場合には上記コストは相対的に少なくなるであろう。

第2に、標準規格必須特許に関する特許情報に関する知識量の違いである。すなわち、開示の対象となる特許情報の特定が、標準化団体または内部のワーキンググループの構成員（各参加企業が派遣する従業員）が持つ知識に大きく影響を受けることになるのである。同時に、この知識を誰が持っているのかという問題も含んでいる。たとえば、仮にワーキンググループの構成員が「知らない」情報の場合、開示対象とならないとすべきなのか、ワーキンググループの構成員は「知らない」が、それ以外の当該標

82) *Id.*, at 158. レポートは、標準化団体の IPR ポリシーの改定により包括開示を限定的にすることは可能としている。包括開示への不統一な取扱いの現状のみならず、改定を頻繁に行う標準化団体もあれば、そうではない標準化団体もある中、実施は極めて困難であろう。

83) *Id.*, at 157.

84) *Id.*, at 161.

標準化団体に属しているいずれかの企業が上記情報について「知っている」場合は開示対象となるのかという問題である。標準規格必須特許に関する特許情報の知識の有無とその帰属先が IPR ポリシーで規定されることで、関係企業の標準化活動への参加と標準規格必須特許に関する透明性は確保されるであろう。しかしながら、これらの点を明確化した IPR ポリシーはないとレポートは指摘している⁸⁵⁾。

以上からは、規模や取扱い特許情報の数等をはじめとする標準化団体の特徴を加味することなく IPR ポリシーにおいて上記具体的手法の統一取扱いを望むことは、現実可能性の観点からも困難な点が確認されよう。

次いで、標準規格必須特許に関して実効的なライセンスの確保とその実現に向けた標準化団体の関与については、レポートが、様々な場面において標準化団体に対する大きな期待を示している。たとえば、ライセンス情報（ライセンス条件）に特化したデータベースの構築、FRAND の具体的内容の明確化、紛争解決システムの構築、パテントプールの利活用と標準化団体との連携の強化⁸⁶⁾等の各場面である。これらの方法が、ライセンス

85) *Id.*, at 160.

86) *Id.*, at 169–177. パテントプールと標準化団体との関係は、各々に含まれる特許が補完的か代替的か、ライセンスの際にパテントプールを経由せずに直接ライセンスにライセンスできるか等組織としての違いにも留意しつつ (*id.*, at 169), 今後は、実際に標準規格必須特許の権利保有者がパテントプールを形成する等の制度を持つ標準化団体 (DVB) の検討を行うことでパテントプールの標準化活動における有益性を議論する必要がある (*id.*, at 174)。このことは各企業にとっても参考となると考えられる。

たとえば、DVB では、パテントプールを「任意の共同運営プログラム」として位置付けており、以下のような手順を踏んで標準化団体の中に設置したパテントプール内でのライセンス交渉の前提を形成する (DVB, Response to the Questionnaire, dated 14 October 2014 of the European Commission, issued as part of its consultation on Patents and Standards: A modern framework for standardisation involving intellectual property rights, 30 January 2015, at 6–8)。

すなわち、第 1 に、標準化団体が最初に潜在的権利保有者に声をかけて集まってもらい、パテントプールを運営する複数の商業的ライセンス運営企業から

当事者間の個別の交渉をより実効的に行うために有益であろうことは容易に想像がつく。しかしながら、いずれにおいてもこれまで多くの標準化団体が行ってこなかった事項であることから、標準化団体が追加的コストを担うためのインセンティブをどのように確保するのかという問題が付随することも事実である。

たとえば、ライセンス条件に関するデータベース構築という標準化団体の役割を示唆する手法は、ライセンサーにとって FRAND の具体的内容のみならず、ライセンサー間の情報を比較し把握できることから、ライセンスを受けやすくするという理解に基づいている。その一方で、このようなシステムを採用している標準化団体は現在確認されていないこと⁸⁷⁾、また、ライセンサー間においてライセンス条件、特にロイヤルティーの具体的料率等に関する人為的なカルテル的操作（ロイヤルティー料率の引き上げ）を誘発させる危険性といった競争法的なコストも指摘されている⁸⁸⁾。

また、レポートは、標準化活動での法的紛争の大部分が標準化団体により策定された FRAND 自体の曖昧さであるとして、標準化団体による FRAND に関する具体的指標を含めた明確化作業の必要性を強く主張する⁸⁹⁾。しかしながら、レポート自体もライセンサーとライセンサーとの間の緊張関係を強調しつつ、具体的な FRAND のそれぞれの意味や定義を標準化団体の IPR ポリシーを改定することで対応すべきと主張するに止ま

プレゼンテーションを秘密裡に行う。第2に、標準化団体が潜在的権利保有者と協力してライセンス運営企業を決定し、標準規格必須特許の特定と、それらのライセンス条件とロイヤルティー配分システムについて合意を締結する。この過程において関係企業からライセンス条件に関する意見を聴取するとしている。第3に、実施者への申し込みを行う。今後は、このような順序での実際の運営が実効的なライセンスの実施に実質的に貢献しているか否かの確認が必要となる。

87) そもそもライセンス当事者間での交渉により決定してきた事項が比較対象となり得るのかという問題意識もあるのではないだろうか。

88) Study, *supra* note 56, at 152–3.

89) *Id.*, at 186.

っている⁹⁰⁾。

さらに、紛争解決システムの標準化団体の内部における構築については、仲裁や和解等の紛争解決手法の選択のみならず、それらを実施するための業界全体での支援や裁判所外という点での専門家（仲裁人等）の選出と費用の観点から様々な議論が可能となっている⁹¹⁾。逆に言えば、それだけ制度運用のコストを含めた制度設計を綿密にする必要があるという点が重要であろう。たとえば、VITA、DVBといった標準化団体は自らの紛争解決システムを団体内部において構築している。また、ETSIはWIPO（世界的財産機構）と連携しつつWIPOでの紛争解決に関する諸手続の利用を模索している。今後は、これらの標準化団体において設計された紛争解決システムの実務上の取扱い事例に関する検討が必要となろう⁹²⁾。

以上、レポートは標準化団体に対して極めて大きな役割と機能の実効的な執行を期待していると言える。標準化団体の介入は、以下においても触れるが、FRANDの存在自体が標準化活動に内在する紛争の原因であるとすれば、標準化団体内でのFRANDの具体的内容等を含めたライセンス当事者間の交渉そのものへの介入となる可能性もある。このような標準化団体の役割と機能の拡大は、これまでのライセンス当事者間の交渉、そして、当事者間の揉め事の解決は当事者間で行うという理解のパラダイムシフトと表現することは大袈裟に過ぎるであろうか。

(イ)意見募集と標準化団体の意見

意見募集の際、欧州委員会は上記レポートと同様、標準化活動の持つ技術革新や産業競争力の強化といった利点を確認した上で、標準化活動自体の成功には技術革新を行った主体の努力への公正な見返り、そして、実効的なライセンスの実施と確保の重要性を強調している。後者については、意見募集の中では頻繁に、合理的なコスト（ロイヤルティー支払い）に基

90) *Id.*, at 188.

91) *Id.*, at 179–180.

92) *Id.*, at 180–1. 各IPRポリシーの先行研究を整理するものとして、Jorge L. Contreras, *supra* note 1 参照。

づく標準への公正なアクセスを全ての実施者に認めることと表現されている⁹³⁾。

標準化団体との関係では次のような意見募集に関する質問事項が確認できる⁹⁴⁾。

まず、標準化団体の IPR ポリシー自体の現状理解である。特許に関する標準化を取り巻く様々なルールと実務的対応について、何よりも標準化団体の IPR ポリシーの現状と改善点を問うている⁹⁵⁾。その際に、標準化団体以外が担うべき役割等も同時に論点として挙げている⁹⁶⁾。そして、ほぼすべての標準化団体は自らの IPR ポリシーが有効に機能していると主張している⁹⁷⁾。このことは、標準化団体の間の IPR ポリシーの相違点に関する質問事項に対しても、それぞれが自らの標準化団体が策定した IPR ポリシーの構造を述べるに止まっている回答からも確認することができる⁹⁸⁾。標準化活動に対する標準化団体に積極的役割を見出そうとする上記

93) *Id.*, at 5. このような欧州委員会の意見募集の観点は、本稿の冒頭において指摘した標準化活動の特徴としての権利保有者と実施者の利益に関する調整の必要性を裏付けるものでもある。

94) 前掲注58のとおり、大きく8つに分けられた質問事項であるが、特に、③の透明性に関する質問事項が最も多く、次いで、⑦の法的紛争解決手法が続く。この点からも、標準化団体に関連した質問事項が強調されているようにも視立てることができる。

95) European Commission, *supra* note 20, Q 2. 1. 1~Q 2. 1. 3.

96) この点に関する標準化団体の意見としては、僅かに IEEE が積極的に標準化団体の活動の特許と標準の交錯場面における諸論点について、自身の役割の重要性を認識した上で、必要な議論を関係当事者らとの間で行うことを指摘するに止まる (IEEE-SA, Submission in response to the European Commission consultation on Patents and Standards, 14 February 2015, at 4)。

97) たとえば、CEN/CENELEC/ISO/IEC, DVB, ETSI である。

98) たとえば、Joanna Tsai, Joshua D. Wright, Standard Setting, Intellectual Property Rights, and the Role of Antitrust in Regulating Incomplete Contracts, 80 ANTITRUST L. J. 157 (2015) は、標準化団体の IPR ポリシーの歴史の変遷をフォローした結果、それらが競争法問題への対応として改定された経緯、開示制度や紛争解決システム等主要な標準化団体の IPR ポリシーにおいて共通して確認

レポートや意見募集を受けて、主要な標準化団体が今以上の介入を消極的かつ否定的に捉えていることが確認できる。

次いで、関係企業の標準化団体への参加に大きな影響を及ぼす可能性が高い標準規格必須特許に関する開示制度についてである。標準規格必須特許に該当する可能性のある特許技術を有する者に対して IPR ポリシーが該当する特許情報を申告させる事前開示制度の上記特許情報の保有者にどのような影響を及ぼすことになるのかを問うている⁹⁹⁾。ここでは、事前開示制度の目的を、標準規格必須特許の標準としての確立や、その後の実効的なライセンスの確保のために必要となる透明性の確保としている¹⁰⁰⁾。そして、開示された特許情報に関して、標準規格必須特許に該当するか否かという審査のコスト負担者や審査主体の特定に関する実務上の取扱い方が問われている¹⁰¹⁾。これらの点に関しては、標準化団体側の反応を見ると、完全に関与を否定する見解が多く確認することができる¹⁰²⁾。すなわ

することのできる諸規定の多様性を検証している (*id.*, at 160, 170-9)。結果、それぞれの標準化団体が自身の IPR ポリシーに関して、標準化活動に対する貢献を行う上での権利保有者と実施者の間のバランスを技術革新や規制および市場構造の変化に対応する形で改定し続けているが、依然としてライセンス条件に関する交渉と契約においては「不完備 (*incompleteness*)」であって、この市場の機能不全を競争法がカバーする役割を担うと結論付けている (*id.*, at 183)。

99) European Commission, *supra* note 20, Q 3. 2. 1~Q 3. 2. 7.

100) Q3全体に関わる目的である (前掲注58における③参照)。該当特許情報の事前開示制度については、開示対象として他にも、ライセンス交渉の促進を目的とするライセンス条件の個々の内容、特にロイヤルティー額に関する IPR ポリシーでの事前の設定に対する是非も問われている (*id.*, Q 6. 2. 2, Q 6. 2. 3, Q 6.5.3)。

101) European Commission, *supra* note 20, Q 3. 3. 3, Q 3. 3. 4.

102) たとえば、ANTI は特許権の有効性等に関する審査は標準化団体では取り扱わないとしている (Response of the American National Standards Institute to Questionnaire on Patents and Standards: A Modern Framework For Standardization Involving Intellectual Property Rights, January 28, 2015, at 6)。

ETSI も同様に、有効性は国内特許当局や司法機関の役割であって標準化団

ち、標準化団体において生じる開示制度の運用に関するコストの発生は、当該団体への企業の参加インセンティブを低下させること、ひいては標準化活動に不可欠である一定数以上の企業間での協力が望めないことに対する標準化団体の懸念の表明であると言える。

そして、上記開示自体と共に、実効的なライセンスの確保を実現するための標準化団体の役割が問われている場面がある。たとえば、標準規格必須特許が移転されて新たな権利保有者が標準規格必須特許に基づく権利行使を行うことに対する取扱い¹⁰³⁾、標準化団体がパテントプールを用いて標準化活動を行うことに関する制度設計¹⁰⁴⁾、FRAND条件の具体的指標を示すマニュアル策定の是非¹⁰⁵⁾等である。

いずれも標準化団体自身が、標準確立後において個々の当事者らの間で行われることが原則とされるライセンス交渉にどの程度関与するのか、または、まったく関与をしないとするのかという見解の違いが確認される¹⁰⁶⁾。

体の射程外であると同時に、必須性は標準化団体の中立性確保のため第三者機関による判断に依拠すべきであるとしている（ETSI, Respondent Profile, 13 February 2015, at 9-10）。なお、標準化団体が収集した特許に関する諸情報の取扱い方（European Commission, *id.*, Q 3. 4. 1~Q 3. 4. 3）については、たとえば、ETSIは、一度も利用されたことはないとしているが、権利保有者がライセンス条件の詳細を含む内容をホームページ上で提供することを指摘している。結果、すべての実施者に対して標準化団体が収集したライセンス情報の拡大と普及を可能とするために管理することが可能となるとしている（ETSI, *id.*）。

なお、企業側の意見として挙げるとすれば、Samsungは、確認書等において開示されたIPRのデータベース構築と常時更新を構成メンバーと標準化団体に対して義務付ける主張を行っている（Samsung, Response to DG Enterprise Questionnaire: Patents and Standards, 13 February 2015, at 4-5）。

103) European Commission, *id.*, Q 4. 2. 3(2).

104) *Id.*, Q 5. 3. 2.

105) *Id.*, Q 6. 2. 1.

106) たとえば、CEN等は、標準化団体は常に関係当事者間における中立的立場を保持しなければならないことから、権利保有者と実施者との間のライセンス

最後に、標準化活動に伴って生じた様々な法的問題の標準化団体における取扱い方である。仲裁手続等裁判所外での紛争解決システムと標準化団体との関係¹⁰⁷⁾、そして、権利保有者の実施者に対する差止請求の行使を制約することへの標準化団体の関わり方として、差止請求に関する諸手続等の IPR ポリシーへの組み込み方法¹⁰⁸⁾である。

前者については、主要な標準化団体はその関与を一応に否定しているが、実際に仲裁手続をはじめとする紛争解決システムを内部化した標準化団体も存在している¹⁰⁹⁾。後者については、特に欧州における直近の裁判

条件の具体的内容の事前の設定や実際の交渉には関わらないとする (CEN et al., CEN and CENELEC response to the European Commission's Public Consultation on Patents and Standards Supported by ISO and IEC A modern framework for standardization involving intellectual property rights, February 2015, at 17)。逆に、IEEE は、前述のように、特に FRAND に関する定義 (特に合理的ライセンス料率) は改定により詳細なものとなっている (IEEE-SA, *supra* note 96, at 6-7)。

107) European Commission, *supra* note 20, Q 7.3.2.

108) *Id.*, Q 8.5.

109) たとえば、CEN 等は、ライセンス交渉自体が当事者間での合意が大前提であり、特定の代替的紛争解決システムには関与しないし、強制的な裁判外紛争解決システムの構築は権利保有者の標準策定プロセスへの参加と貢献を損なうおそれがある。したがって、権利保有者は自身の標準規格必須特許のライセンスの条件として当該システムを強制的に受入れることは標準化活動が任意である以上認められないと完全に否定している (CEN et al., *supra* note 106, at 18)。

その一方で、標準化団体自ら紛争解決システムとしての仲裁手続を内部化している DVB (DVB, *supra* note 86) や標準化団体外での紛争解決システムを模索する ETSI において確認できる (ETSI, *supra* note 102)。

DVB の場合、仲裁手続を一定の条件を充足した場合に強制的システムとして DVB 内部において構築している。IPR ポリシーの定める諸条件を原因とする紛争についてのみ仲裁は強制的なものとなる。特に、FRAND での標準規格必須特許のライセンスを行わないという場合において強制的に仲裁により解決を図る制度である。このような仲裁手続の標準化団体内での構築の利点は、訴訟の前にすべての紛争を解決しうること、コスト面と迅速性、世界レベルでの統一した判断形成、管轄地争いが無いこと等が指摘されている。もっとも、こ

所判決等を前提に議論が進展しているが、前述のように標準化団体内部での IPR ポリシーでの取扱い方は決着していない。さらに、標準化団体自身がこの問題に対して積極的に関与すること自体への言及は、ライセンス交渉に関与しないことを前提とすると意味がないとする主張も確認される¹¹⁰⁾。

欧州では、これまで以上の標準化団体の役割を重視するという傾向がレポートや意見募集全体を通じて確認することができる。これに対する標準

れまでに仲裁が行われた事例はない。この理由としては、仲裁の形態が国際通商委員会を仲裁機関として、3人の仲裁人を介在させるというハードルが高いこと、そして、仲裁が利用可能なパテントプールが設置できなかった場合という条件について、当該標準化団体の主要な標準がパテントプールにより構築されているためであるとしている。

ETSI の場合、構成メンバーが任意かつ相互に裁判外紛争解決システムに合意する等が確認されており、現在 WIPO と共同で WIPO 仲裁システムへの FRAND 裁定の利用可能性を構築している。その対象としては、当事者間の合意が前提ではあるが、有効性や必須性、FRAND 条件を含むことになる。結果、標準化団体は、直接的には紛争解決には関わらないが、標準策定プロセスにおける説明を提供するという形で仲裁システムと関連性を持つことになるとしている。

110) たとえば、DVB や ETSI である。その一方で、CEN 等は、権利保有者の利益確保という点からも差止請求は可能とすべきであるが、標準化団体としての役割は限定的であるとする。

すなわち、(1)標準化団体の IPR ポリシーが定める開示による標準規格必須特許の条件付ライセンス義務で権利保有者が持つ差止請求を限定することは射程外であるが、(2)仮に権利保有者に対する差止請求の制約を確認書等において含める場合、FRAND 条件でのライセンスに関する交渉や対価支払いに対して実施者に意欲がないことの証拠が条件となるが、その判断を誰が審査をして決定するのかを考えると、決して標準化団体ではないと指摘する。

したがって、交渉時における当事者らの行動を修正する方法も審査する能力も標準化団体は持ち合わせておらず、この点は司法判断に依拠するものであるとする。そして、標準化団体が限定的に関与できるとすれば、それは、任意の行動規範 (code of conduct) を IPR ポリシーに組み込む可能性を探るということであろう。これにより不当な差止請求を限定的にしてより一層の考え方の明確化を図ることになる (CEN et al., *supra* note 106, at 18-20)。

化団体の意見との相違が著しい。

4. 解決試案をめぐる課題

様々な標準化団体の IPR ポリシーは、技術普及や製品拡大といった標準規格必須特許のライセンス機会の確保と当該特許の権利保有者の技術革新インセンティブ向上のための適切な対価確保というバランスを的確に機能させることを意図していることにおそらく異論は少ないであろう。

結果、FRAND 条件の下での標準確立後におけるライセンス当事者間の個別の交渉に対して、標準化団体の IPR ポリシーはライセンス合意により競争促進的な正の効果が確保されることを期待することになる。そして、実効的なライセンスが行われた1つの結果として、ホールドアップ問題が解決されることもあろう¹¹¹⁾。昨今の標準規格必須特許をめぐる訴訟や規制当局、多くの文献等を見ても、それらは、ホールドアップ問題のみに特化した議論からは距離を置いている¹¹²⁾。

111) 標準化活動に伴う問題としてホールドアップ問題を深刻な解決すべき問題とする調査結果としては、たとえば、三菱総合研究所「先端技術分野における技術開発と標準化の関係・問題に関する調査報告書」149頁、158頁、194頁（2009年3月）、同「知的財産制度と競争政策の関係の在り方に関する調査研究報告書」78頁以下、219頁以下（2015年3月）参照。

その一方で、Jorge L. Contreras, *supra* note 1 における目次を見ると、権利保有者側からのホールドアップ問題の実際の証拠や実施者側からのホールドアウトやリバースホールドアップの諸問題を含めた実証的な議論の必要性が読み取れる。もっとも、ホールドアップ問題を解決すれば標準化活動の最適化が図られるという主張が一般性を持っていないことだけは今日明らかなのではないだろうか (Lisa Kimmel, *supra* note 5, at 21)。

112) たとえば、Lisa Kimmel, *id.*, at 24, n. 37 は、2015年のIEEEの改定IPRポリシーについて、直接的にホールドアップ問題の解決を目指すという点に言及していないとしている。すなわち、米国司法省のビジネスレビューレーターが、改定IPRポリシーの目的の1つとしてホールドアップ問題の軽減を掲げたただけであるとされている。

今後、標準化団体の IPR ポリシーの側面からの標準化活動の最適化を実現させるため、権利保有者、実施者、そして、標準化団体の標準化活動の本来的趣旨に適った建設的な関係構築が必要となる。以下、標準化活動への関連企業の積極的な参加を促進することを中心に据えて本稿の考えを総括する¹¹³⁾。

(1) 事前開示制度と標準化活動への参加

標準化団体への参加という観点からは、本稿の冒頭で言及した標準化活動が一定数の企業の協力の下で初めて可能となるという特徴を最優先事項として位置付けた理解と実践が必要となると考える。

現状では多くの標準化団体が IPR ポリシーにおいて事前の特許情報やライセンス条件の開示を構成メンバーに対して要求している。仮に、この開示に関する強制力を高めると、関係当事者一方だけに「武装解除」を要求することになりかねない¹¹⁴⁾。この場合、標準への参加について特に権利保有者は躊躇することになる。参加を促すために何が必要となるのか、標準規格必須特許の権利保有者の存在と適切な見返りの配慮は不可欠となる。

そのため、ある程度 IPR ポリシーを曖昧にすることで標準化活動自体への参加を促し¹¹⁵⁾、その後の交渉の場の実効的な確立を重要視する方が標準化活動の当初の目的に資すると理解すれば、解決すべき問題は、各企業側が交渉の際事前に最も知りたい情報としてのライセンス料率の明確化

113) その上で、標準確立前や、標準規格必須特許の実効的なライセンスにおいて問題が生じた場合における仲裁等第三者機関（最終的には裁判所も含む）の存在については、IPR ポリシーでも言及する標準化団体がある。しかしながら欧州での意見募集の結果のみを見ると、標準化団体の外部での対応が基本的姿勢となっている。今後は、VITA や DVB における内部手続を含めた標準化団体内における紛争解決システムに関する検討が必要となる。

114) Daniel I. Prywes & Robert S. K. Bell, *supra* note 5, at 28.

115) *Id.*

に向けた取り組みである¹¹⁶⁾。

FRAND の中でも紛争の火種となる可能性の高い合理的ロイヤルティーについて一定レベルでの明確化を図って IPR ポリシーへ組み込むことにより企業の参加を促すことが可能となるかもしれない。その結果として開示するロイヤルティーの引下げ競争が標準規格必須特許の権利保有者の間で期待できるというのが事前開示制度の目的であろう¹¹⁷⁾。

その一方で、標準規格必須特許は、それぞれの属する産業や業態、そして何よりも組み込まれる製品における他の標準規格必須特許との関係（製品の価値に対する貢献比率の割合）ごとにライセンス料率の合理性の程度は異なってくるであろう。合理的ロイヤルティー額の算定方法をすべての標準規格必須特許や標準化団体の特徴を問わずに固定・定式化させることは、現実的ではないようにも見える。

問題は、そもそも自社の特許情報やライセンスに関するロイヤルティーを自主的に開示することに実効性を持たせるための制度設計には何が必要なのか、別途裁判所判決等の比較検討を通じて、合理的ロイヤルティー算定の方向性を探ることを企業は行うことになろう。その一方で、FRAND の各指標が明確化（または固定化）されてしまう場合、特にライセンシーに有利な状況となった場合、逆に標準化活動にとって重要なライセンサーの標準化団体への参加自体が躊躇されてしまうことも考えられる。

FRAND が訴訟の原因となってきたことに鑑みれば、FRAND の存在自

116) 上池陸 = 小林和人 = 平塚三好 = 平塚研究室「FRAND をめぐる裁判例にみる標準規格必須特許の実施料算定方法に関する研究」パテント68巻10号119頁、120頁、132頁（2015年）は、日米中の裁判例を素材にして、「共通する実施料算定の要素」の抽出と統一された算出方法の導出を分析検討しているが、「個別の事案における実施料の決定は、あくまでもライセンス交渉等での当事者同士の合意によるもの」との考えを示している。なお、この合意を実効的に運用すべく各標準化団体が IPR ポリシーの改定等で対応を行っているが、「不完備」により不調となった場合における競争法の役割を主張するのが、Joanna et al., *supra* note 98 であろう。

117) 青柳・前掲注18・288頁-291頁。

体が標準化活動自体の重荷となっている可能性もあろう。その意味では、本稿の議論から離れるが、標準化団体が参加企業に対して FRAND を宣言しない選択肢を提示するような IPR ポリシーの設計にも言及が必要となってくるであろう¹¹⁸⁾。

また、標準化活動や標準化団体への参加を促す上記の FRAND の制度設計の他、FRAND での合意に至らない等法的紛争が生じる場合への対応として、次の点も考慮する必要がある。たとえば、権利保有者や実施者にとつての自身の利害関係に関連する権利行使や行動の制約の程度である。FRAND に関する合理的なロイヤルティーの算定問題だけでなく、権利保有者にとっては、いかなる場合に自身の標準規格必須特許に基づく差止請求が可能となるのか、現在、欧米における司法判断等が注目を集めている論点でもある¹¹⁹⁾。なお、裁判所判決等は、標準規格必須特許の権利保有者からの差止請求を完全に止めさせるようなスタンスは採用していない。

その一方で、実施者にとっては、先の差止請求を制約する状況と共に、交渉時における権利保有者への対抗措置としての実施者間での共同行為に関する競争法上の評価が明確となっている必要がある。実施者の交渉時、そして、交渉決裂後の対応が差止請求における要件を構成するのか、ま

118) これは、IEEE-II における Letter of Assurance での 4 つ目の選択肢や DVB の IPR ポリシーにおいて確認されるネガティブ・ディスクロージャー（消極的開示）の活用という側面を持つ。すなわち、ライセンサーが、「無償または合理的なライセンス料率の下では標準規格必須特許をライセンスしない（または、できない）」と選択する場合である。このような取扱いは、標準化団体の役割を過剰に拡大するものではないという点で魅力的であるとする一方で、実際に実務上どのように評価され、利用されるかについては事例が確認できないこともあり、今後検討すべき重要な論点の 1 つとなる。

119) 昨今のパテントアグリゲーターや PAEs といった特許情報の取引専門企業を除外すれば、そもそもスマートフォン等の複雑化した大量の標準規格必須特許で構成される製品であれば、標準策定プロセスに参加する誰もがライセンサーやライセンシーとなる状況が想定され、お互いに訴訟リスクに配慮した合理的なライセンス料率に落ち着くのではないかという視立では楽観的過ぎるであろうか（Lisa Kimmel, *supra* note 5, at 29）。

た、交渉に伴うロイヤルティーに関して実施者間における合意に基づく共同の引下げ等競争法的リスクを解消するため、標準化団体の IPR ポリシーにおける対応が重要となる。すなわち、権利保有者のみならず実施者の行動に関する指針を明確化させる必要があると考える¹²⁰⁾。

(2) むすびにかえて

標準化活動の推進においては関係当事者間での利益インセンティブに基づく行動を調整することは避けられない状況である。そこで、標準化活動への関連企業の参加促進を最優先課題として位置付けた標準化団体やその IPR ポリシーの制度設計が重要であると本稿は結論付ける。標準化団体を含めた標準化活動への関係企業の参加を促進させること、そして、これは同時に、標準規格必須特許に関する標準確定までの透明性を確保することを標準化団体の IPR ポリシーに反映させることで、標準化活動が経済成長や生産性向上に資すると考える¹²¹⁾。

その際に関係当事者を含め標準化団体が考えるべきは、標準化活動が有する競争促進的効果を含む様々な経済的に望ましい状況の実現を目指すという目的に適う各企業と標準化団体の行動指針の明確化と実践である。このような認識と行動なしには、標準化活動は関連企業だけではなく経済社会全体の「負担」にしかならない。標準化団体とその IPR ポリシーの役

120) 公正取引委員会の改定ガイドライン案に対する確認できた意見書の大半は、本文のような認識を改定ガイドライン案が有していないとして批判しているが、欧米等の裁判所判決や規制当局の決定と伴に検討は別途行う予定である。

121) 前者については、「権利保有者と実施者の機会主義的行動の悪影響を緩和するために、FRAND 条件の宣言の意義をより明確化させて標準の確立や標準規格必須特許のライセンス交渉、合意を含む標準化活動への強い参加意欲を確固たるものにする。」(USDOJ/ USPTO, *supra* note 30, at 8)、後者については、「標準化活動のプロセスは公正かつ透明性を有していなければならない、企業側が FRAND 条件での実効的なライセンスができることを提示するだけでは不十分である。」(Joaquin Almunia, *Industrial policy and Competition policy: Quo vadis Europa?* (Paris, 10 Feb. 2012)) 参照。

割を充実させるとする場合、その方向性は、標準化活動に伴う標準化団体の構成メンバー間の標準化活動に伴うコストの適切な負担による利益衝突の可能な限りの「事前の」解決に資するものとなる必要がある。それが結果として、公正かつ自由な競争の促進や産業の発展といった競争法（または、特許法）の目的に合致した標準化活動を実現するものとする。

なお、今後は、標準化活動の本来的趣旨の観点からの特許権の権利行使（差止請求等）の妥当性とロイヤルティー（または、侵害された場合の損害）の算定という問題に取り組む必要がある。具体的には、欧米での競争法に関する諸事例の整理検討、そして、FRAND条件に基づく標準規格必須特許のライセンスからは外れた状況下¹²²⁾でのこれまでの諸事例や標準化団体のIPRポリシーの整理検討を行うことになる。

（追記）

脱稿後、前掲注59)での様々な意見の概括的整理（に止まるもの）として、European Commission, Public consultation on patents and standards: A modern framework for standardisation involving intellectual property rights Published on: 14/10/2014, Last update: 10/12/2015, Summary Report (Brussels, 27 octobre 2015)が確認された。

122) 極端な例かもしれないが、ライセンサーにしかならない特許情報の取引専門企業の場合、長期的に評判リスクで落ち着くかもしれないが、一度の高額ライセンス獲得を目指して、その後市場撤退というリスクが想定される。

Functioning the Standard-Setting Organizations in Competition Law Perspectives (2)

Nobufumi NISHIMURA

Summary

In Europe, European Commission has released the consultation paper titled “Standards and Patents” concerning the practical experiences as to the standardization process in any industry and asked the pros and cons about the current IPR policy in each SSO.

In the meanwhile, one of the consulting company on the behalf of European Commission has published the analytical paper regarding with the role of SSOs in standardization process. In this paper, there are so many suggestions that SSOs may lead the effective and appropriate licensing agreements, such as ex-ante disclosure of potential SEPs, defining the meaning of FRAND, and establishing the dispute resolution mechanism in SSOs etc. In responding such public consultation, SSOs in and out of Europe and public and/or private companies questioned such close intervention by SSOs in licensing agreement which in principle ought to be reached between parties.

In conclusion, securing the effective licensing agreement and its anticipated outcomes which would encourage the national economic growth, each party related to the standardization process should be aware of the original intent establishing the standardization.